宇和島市青少年市民協働センター事業実施要綱

（目的）

第１条　「ふるさと宇和島」を未来につなげるために、中央公民館が行う社会教育事業の一環として、人材育成や地域づくりに関わる個人･団体･企業等と行政が協働して、「持続可能な地域社会の創り手」の育成をすることを目的に、宇和島市青少年市民協働センター事業（以下「センター事業」という。）を実施する。

（事業実施場所）

第２条　センター事業は、宇和島市立公民館設置条例（平成１７年条例第９１号）第２条に規定する宇和島市立中央公民館を拠点として実施する。

（事業内容）

第３条　センター事業は、次に掲げるものとする。

1. 人材育成に関すること。
2. 人づくり･地域づくりに関わる活動の支援に関すること。
3. 青少年と地域をつなぐ活動に関すること。
4. 講座、講演会等の実施に関すること。
5. 地区公民館及び関係機関との連携及び協力に関すること。
6. 施設及び設備の提供に関すること。
7. その他目的達成に必要な事業に関すること。

（利用時間等）

第４条　センター事業は、次に掲げる日を除き、午前９時から午後７時まで実施する。ただし、教育委員会が必要と認める場合は、これを変更することができる。

1. 月曜日
2. 国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に定める休日（ただし、月曜日が祝日の場合は、その翌日を振替日とする。）
3. １２月２９日から翌年の１月３日まで

（利用者の範囲）

第５条　センター事業を利用できる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

1. 市内に在住し、在勤し、若しくは在学する個人
2. 宇和島市ＮＰＯ登録制度で登録している団体
3. 市内で公益活動を行い、又は行おうとする個人又は団体
4. 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が適当と認めるもの

（利用の制限）

第６条　教育委員会は、センター事業を利用する個人又は団体（以下「利用者」という）が次の各号のいずれかに該当する場合は、その利用を制限し、又は中止させることができる。

1. 前条に該当しないとき又はそのおそれがあるとき。
2. 公の秩序を害し、又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
3. 営利を目的とした活動に利用したとき又は利用するおそれがあるとき。
4. 施設又は設備を損壊し、若しくは滅失したとき又は損壊し、若しくは滅失するおそれがあるとき。
5. 政治的又は宗教的な活動に利用したとき又は利用するおそれがあるとき。
6. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団又は暴力団の構成員であるとき。
7. 前各号に掲げるもののほか、教育委員会がセンター事業の目的に反するまたは運営上支障があると認めたとき。

（備品の使用）

第７条　印刷機、パソコン等の中央公民館所管備品（以下「備品」という。）を使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、宇和島市立中央公民館備品使用申込書（様式第１号）により教育委員会に申し込まなければならない。

２　使用者は、備品を使用した場合は、別表に掲げるところにより、使用実費を負担しなければならない。ただし、１０円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

３　使用者は、備品を破損し、又は汚損した場合は、自らの責任と負担により、補修等必要な処置を行い、原状に復さなければならない。

４　教育委員会は、備品の補修等が困難な状態まで破損し、又は汚損している場合は、使用者に対し実費弁償させることができる。

５　使用者が被った損害又は使用者が第三者に与えた損害に対しては、市はその責めを負わない。

（登録）

第８条　団体が次に掲げる設備を利用する場合は、登録をしなければならない。

1. 多目的室１、多目的室２及び視聴覚室を利用するとき。
2. 閲覧コーナーにおける掲示、配架等をするとき。
3. 本市のホームページ等による団体紹介を希望するとき。
4. その他教育委員会が必要と認めたとき。

２　前項の登録は、宇和島市青少年市民協働センター事業団体登録申請書（様式第２号。以下「登録申請書」という。）に関係書類を添えて教育委員会に提出する。

（登録の承認）

第９条　教育委員会は、登録申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、登録を承認し、書面により通知するものとする。

（登録の変更・抹消）

第１０条　登録を受けた団体（以下「登録団体」という。）は、登録申請書の内容に変更が生じたとき又は解散その他の理由により登録を抹消するときは、登録団体の代表者は、宇和島市青少年市民協働センター事業登録変更・抹消届（様式第３号。以下「変更・削除届」という。）により、遅滞なく教育委員会に届け出なければならない。

（登録情報の提供）

第１１条　教育委員会は、登録申請書及び変更・抹消届の内容に基づき、登録団体の情報を市民等に対し、提供することができる。

（登録の抹消）

第１２条　教育委員会は、登録団体が次の各号のいずれかに該当する場合は、その登録を抹消することができる。

1. 登録団体が解散したとき。
2. 登録団体としての第６条に該当しないことが判明したとき。
3. この要綱の定めに違反したとき。
4. その他教育委員会が不適当と認めたとき。

（運営委員会）

第１３条　センター事業の円滑な運営を図るため、宇和島市青少年市民協働センター事業運営委員会（以下「委員会」という。）を置くことができる。

２　委員会は、目的達成のための諸問題等について協議する。

３　委員会の委員は、委員１０人以内で構成とし、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱、又は任命する。

1. 社会教育関係者、民間団体、学識経験者及び行政関係者
2. 前号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認める者

４　委員の任期は、２年とし、再任を防げない。

５　委員会に委員長及び副委員長をそれぞれ１人置き、委員の互選によりこれを定める。

（会議）

第１４条　委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

２　会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

３　会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

４　委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

（その他）

第１５条　この要綱に定めるもののほか、センター事業に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

別表

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 機器 | 方法 | 金額 |
| コピー機  （用紙代含む） | 白黒及び２色 | １０円／枚（片面） |
| カラー | ５０円／枚（片面） |
| 印刷機  （用紙は持込） | １００枚までの印刷 | １製版につき　５．０円／枚 |
| ５００枚までの印刷 | １製版につき　１．５円／枚 |
| １，０００枚までの印刷 | １製版につき　１．０円／枚 |
| １，０００枚超えての印刷 | １製版につき　０．７円／枚 |